

法務・司法行政における政策課題

～ 民事・刑事法制等の動向～

法務委員会調査室 やまきし のぶお
山岸 信雄

近年、市場主義と自由競争による経済の活性化や国際競争力の強化のため、構造改革・規制緩和が重要課題とされ、民事法制は、経営の自由度を高める方向で次々と改革が行われている。平成 18 年 12 月、84 年ぶりに抜本改正された信託法も、受託者の義務の任意規定化、自己信託、受益証券発行信託、限定責任信託等の多様な信託類型の創設などにより、資金調達、事業の再編・再生への活用が期待されている。この傾向は今後も続き、電子登録債権制度の創設や保険法制の見直しが課題となっている。

「事前規制・調整型」から「事後監視・救済型」の社会へ転換する中で、「国民に身近で、速くて、頼りがいのある司法」の実現のために進められてきた司法制度改革は、14 年から 16 年までの 2 年間で合計 24 本の法律を成立させて制度設計を完了した。18 年 10 月から総合法律支援制度の中核となる「日本司法支援センター」（法テラス）が業務を開始したが、開業時、常勤の弁護士が 22 人しかおらず、今後の増員と質の向上が課題である。焦点の裁判員制度については、国民の理解を深めるための広報活動や国民が参加しやすい環境整備が進められているほか、裁判員裁判の円滑な運用等のための法整備が法制審議会に諮問されている。

一方、我が国の犯罪情勢は、一般刑法犯（交通事故関係を除く刑法犯）の認知件数を見ると、14 年に戦後最多の 285 万件を記録し、その後、減少に転じ、17 年は 227 万件と、3 年連続して減少したが、10 年前の 7 年の 178 万件と比較すると、依然として高水準にある。18 年 6 月に「更生保護のあり方を考える有識者会議」が法務大臣に提出した「更生保護制度改革の提言」は、犯罪者の改善更生を助け、再犯を防止することを目的とする更生保護制度は、今日、機能不全に陥りかけており、抜本的な改革を必要としていることを指摘した。15 年 12 月に策定された「犯罪に強い社会のための行動計画」でも「治安回復のための基盤整備」の施策の一つとして「更生保護制度の充実強化」が採り上げられ、同制度の改革は重要課題となっている。

また、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会を実現させるため、17 年 12 月に策定された「犯罪被害者等基本計画」における重点課題についても検討が進められている。

本稿では、民事法制、刑事法制等における主な課題を紹介する。

1．民事法制の課題

（1）電子登録債権制度の創設

18 年 7 月、法制審議会電子債権法部会は、「電子登録債権法制に関する中間試案」を取りまとめた。電子登録債権（仮称）は、電子登録債権を発生させる原因となった法律関

係に基づく債権とは別個の金銭債権であって、当事者の意思表示に加えて、管理機関（仮称）が作成する登録原簿（仮称）に登録をしなければ発生及び譲渡の効力を生じない債権であって、指名債権・手形債権等既存の債権と異なる種類の債権とするものとされている。

電子登録債権制度は、売掛債権や貸出債権等の金銭債権を手形などの書類ではなく、電子データで管理する制度である。現在、債権を譲渡するには、手形や契約書を一件ごとに取り交わさなければならず、金銭債権を流動化して資金調達する場合、譲渡契約書の作成等に手間とコストがかかり、また、二重譲渡のリスクもある。手形については、盗難や紛失のリスクがあり、作成・保管・運搬にコストを要する。そこで、金銭債権を活用した資金調達について、取引の安全に配慮しつつ、流動性を高めるため、IT技術を活用して、新たな金銭債権の種類である電子登録債権を創設することが課題となっている。

電子登録債権は、指名債権と手形の弱点を克服し、両者の利点を生かそうとするもので、金融機関などが管理機関を設立し、債権の所有者、権利関係、金額、返済期日などを電子データで管理して、インターネットで取引できるようにするものである。社債等による市場からの資金調達が困難な中小企業にとって、売掛債権を活用した新たな資金調達の手段となるものである。その他、一括決裁方式への活用、電子手形サービスへの活用、シンジケート・ローンの流動化への活用などが検討されている。電子債権法部会は、19年1月に法的枠組みを具体化した要綱案を策定し、次期常会への「電子登録債権法案（仮称）」の提出を目指している。

（2）保険法制の見直し

保険法制は、明治32年（1899年）に制定され、44年に改正された商法第二編（商行為）第十章に規定されているが、制定から100年以上経過しているため、全面的に見直すとともに、分かりやすい表現により現代語化を行うことが、平成18年9月、法制審議会に諮問された。

現行法では、生命保険と損害保険以外の第三分野と呼ばれる傷害・疾病保険については規定がなく、生命保険や損害保険では保険会社が負う保険金の受取りに必要な立証責任を、第三分野では契約者に求められることが多く、トラブルの原因となっている。そこで、保険の種類を見直し、傷害・疾病保険を典型契約として法定して、立証責任を保険会社に課すなど、要件・効果等を明確化することが検討されている。

その他、損害保険のうち伝統的な物保険の規律を柔軟化して責任保険のルールを整備し、超過保険を無効とする規律や危険の増加を失効原因とする規律等を廃止する。生命保険契約について高齢化社会における役割を十全にするため多様化し、遺言による保険金受取人の指定又は変更を許容し、保険契約者の経済的破綻時に保険金受取人が契約を存続する制度を創設する。保険契約全般について保険契約者の保護を図りつつモラルハザードへも対応し、告知義務を自発的に申告すべき義務から質問に回答すべき義務に変更し、保険金の支払時期について明文の規定を置き、保険金詐取等をした場合に保険者が契約を解除することができる制度を創設する。国民一般に分かりやすい平仮名口語体による表記とする。以上が課題となっており、平成20年の常会への法案提出が目指されている。

(3) 債権法制の見直し

明治 29 年 (1896 年) に制定された民法は、110 年を経過して、IT 技術や国際化の進展で契約形態が多様化している現代社会に対応できない面が多く見られるようになり、債権編を中心に抜本的な改正の必要性が生じている。また、法典の解釈適用の過程で生まれた判例は、膨大な規範群を形成しており、基本法典の透明性を高める必要性も指摘されている。民法は、総則、物権、債権、親族及び相続の 5 編から成るが、このうち親族及び相続編は、昭和 22 年に全面改正された。債権法制については、近年のネット取引、リース契約、フランチャイズ・チェーン契約、ライセンス契約、ファクタリング等、制定時には想定されなかった契約形態に対応したルールの明確化や消滅時効の見直しなどが検討課題とされている。現在、学会の有志による「民法 (債権法) 改正検討委員会」で検討されており、早ければ平成 20 年の常会への改正案の提出を目指している。

(4) 戸籍法の改正

最近の国民のプライバシー意識の高まりや弁護士らによる戸籍謄抄本の不正取得事件が相次いだことから、戸籍謄抄本等の交付請求をすることができる場合を制限することなどが法制審議会戸籍法部会で検討されている (17 年 10 月諮問)。戸籍謄抄本の「原則公開」を「原則非公開」とし、弁護士・司法書士・行政書士等の専門職や国・自治体などが戸籍謄抄本を職務上必要とする場合でも、交付請求の際に理由を明らかにするように義務付け、不正取得対策として、請求人の本人確認を行い、戸籍に真実でない記載がされることを防止するため、戸籍の届出の際に本人確認を実施するほか、罰則の強化等を盛り込み、次期常会への改正案提出を目指している。

(5) 財団抵当制度・企業担保制度の見直し

18 年 1 月、企業の資金調達円滑化に向け企業保有財産の担保化制度を見直すため、「企業担保・財団抵当法制研究会」が設置された。企業が保有する不動産や機械設備などを一つの集合体として担保化し、担保価値を高め、より多くの資金調達を可能とする制度としては、財団抵当制度と企業担保制度とがある。財団抵当制度は、鉄道業や港湾運送業など大規模資産を保有する 9 つの業種が対象で、IT 関連企業などは利用することができず、また、担保となる全財産の目録作成など手続が煩雑なことから利用が敬遠されている。一方、企業担保制度は、業種を問わず利用することができるが、目的が社債に対する担保に限定されているため、社債を発行できる優良企業しか利用することができず、中小企業は対象外となっている。これらについて、対象業種・企業の拡大や手続の簡素化を図ろうとするものである。

(6) 定期借地権の期間条件の緩和

現行の定期借地権の期間は、「10 年以上 20 年以下」と「50 年以上」とが認められているが、その中間である「20 年超 50 年未満」の期間の設定はできず、事業者の多様なニーズに応ずることが困難となっている。建物の償却期間が 35 年前後とされる物流センターなどの事業用の建物等を建設しやすくするため、与党は、経済活性化策の一環として、土地の有効利用促進の効果が期待される定期借地権の設定条件の緩和を検討している。事業用定期借地権の設定期間を 10 年以上であれば、自由に設定できるようにするために、議

員立法による借地借家法の改正案の提出を目指している。

(7) 債権管理回収業に関する特別法の改正

債権回収会社(サービサー)の取り扱える債権は、現在、金融機関の保有する貸付債権、リース・クレジット債権、流動化関連債権等に限定されているが、与党は、対象となる債権の範囲を拡大し、一般企業の売掛債権等も一定の条件付きで対象に加えるとともに、公共サービス事業を官民に競わせる「市場化テスト」への参加資格も与える方向で検討している。サービサーを通じて債権回収を円滑化し、倒産企業の再生を支援するとともに、自治体が国に要望している滞納地方税や国民健康保険料の回収業務もできるようにするものである。

倒産企業については、法的整理に入った場合や関係者の承諾のある場合に、一般企業の売掛債権等の回収を認め、複数の一般企業が債権を保有している場合、サービサーが受け皿となって債権を一本化し、回収が円滑化されることが期待される。民事再生法に基づく事業再生には、再生計画への債権者の同意が必要となり、複数の債権者がいる場合、倒産企業は各債権者との調整に追われ、再生業務が手に付かないことも多い。債権回収のノウハウを蓄積したサービサーが売掛債権等を譲り受け、債権を一本化することで、倒産企業は複数の債権者との交渉が不要となり、再生業務に専念することができる。また、サービサーが競争入札に参加することが可能となれば、不良債権回収のノウハウを活用する場が拡大する。与党は、次期常会への改正案提出を目指している。

2. 犯罪被害者等基本計画における主な検討課題

17年4月から施行された犯罪被害者等基本法に基づき、政府は、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、同年12月、「犯罪被害者等基本計画」を策定した。同計画の掲げる重点課題のうち、法務省における主な検討課題は、以下の8項目である。

損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度の導入

附帯私訴、損害賠償命令、没収・追徴を利用した損害回復等、損害賠償の請求に刑事手続の成果を利用できる我が国にふさわしい制度を新たに導入する方向で、2年以内に検討し、施策を実施。

加害者に関する情報提供の拡充

更生保護官署と保護司との協働態勢により、加害者の釈放予定等を含む刑事裁判終了後の加害者に関する情報を犯罪被害者等に提供できるよう、更生保護官署に被害者支援専任の担当者を配置することを含め検討し、2年以内に実施。

犯罪被害者等に関する情報の保護

公開の法廷において被害者の氏名等を明らかにしないようにする制度及び証拠開示の際に被害者の氏名等が関係者に知られないように求めることができる制度の導入に向け2年以内に検討し、実施。

犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することのできる制度の導入

公訴参加制度を含め、犯罪被害者等が刑事裁判手続に直接関与することのできる我が国にふさわしい制度を新たに導入する方向で、2年以内に検討し、実施。

冒頭陳述等の内容を記載した書面の交付

犯罪被害者等に冒頭陳述等の内容を記載した書面を交付することについて、1年以内に検討し、施策を実施。

少年保護事件に関する犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた制度の検討

平成12年の改正少年法施行後5年を経過した際に行う検討において、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた検討を行い、施策を実施。

犯罪被害者等の意見を踏まえた仮釈放審理の実施

仮釈放の審理をより犯罪被害者等の意見を踏まえたものとするについて、犯罪被害者等の意見陳述の機会を設けることを含め検討し、2年以内に施策を実施。

更生保護官署と保護司との協働による刑事裁判終了後の支援

更生保護官署が、保護司との協働態勢の下、犯罪被害者等に対し、刑事裁判終了後の支援を行うことについて、犯罪被害者等の支援に適する保護司の配置も含め、2年以内に検討し、施策を実施。

(1) 既に実施された事項

検討課題のうち、のうちの「没収・追徴を利用した損害回復」については、18年6月、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案」及び「犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律案」が成立し、同年12月から施行され、振り込め詐欺などにより組織的な犯罪集団が得た犯罪被害財産を国が没収・追徴し、財産的被害を受けた者等に被害回復給付金を支給することができる制度が開始された。

次に、の犯罪被害者等への冒頭陳述等の内容を記載した書面の交付は、18年4月から、希望する犯罪被害者等に対して、関係者のプライバシーに配慮して実施されている。

また、の少年保護事件に関する犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた制度の検討については、12年の改正少年法の附則第3条に基づき、同法の施行日である13年4月から5年間における改正規定の施行状況が18年6月、国会に報告されるとともに、少年犯罪被害者団体の代表者や刑事法学者を含めた意見交換会が、10月以降4回開催され、検討が行われた。犯罪被害者等からは、少年審判の傍聴、事件記録の閲覧・謄写要件の緩和などの要望が出され、現在、その法整備についての検討が行われている。

(2) 平成19年度からの実施が見込まれる事項

の加害者に関する情報提供の拡充は、精神的・身体的被害の回復・防止への取組として、また、の更生保護官署と保護司との協働による刑事裁判終了後の支援は、支援のための体制整備への取組として、それぞれ位置付けられているが、法務省は19年度から被害者の支援を専門とする保護観察官及び保護司を配置する方針で、このための経費として、19年度予算に5,338万円を計上している。保護観察官及び保護司の職務は、仮釈放者や保護観察付き執行猶予者の改善更生を促し、その者による再犯を防止し、社会を保護することを目的としているが、この他に、加害者の収容先、収容施設での様子、釈放予定等の

情報を被害者に提供することが新たな職務として加えられることになる。その意味で画期的な被害者支援策ではあるが、18年6月の「更生保護のあり方を考える有識者会議」の報告書では、現行の保護観察体制は極めて脆弱であり、現場の第一線で保護観察事件を担当する保護観察官（約650人）を少なくとも倍増させる必要があることを提言しており、19年度の保護観察体制の充実強化のための増員が50人にとどまる状況下で、今後の体制整備が大きな課題となる。

次に、の犯罪被害者等の意見を踏まえた仮釈放審理の実施については、犯罪被害者等が希望すれば、服役中の加害者の仮釈放等を審理する地方更生保護委員会に意見を述べることのできる制度の創設を、法務省は、提出を予定している「更生保護法案（仮称）」に盛り込むことを検討している。現行では、地方更生保護委員会が必要と判断した場合に限定して、保護観察官が犯罪被害者等から聴き取り調査をしているが、新制度が導入されれば、犯罪被害者等は、積極的に地方更生保護委員会に意見を述べるのが可能となる。その場合に、仮釈放に反対する意見の続出も予想され、社会内処遇による円満な社会復帰という仮釈放の目的が損なわれるという意見もあり、犯罪被害者が反対する限り仮釈放は許可されないのか、などが議論の対象となる。

（3）法制審議会へ諮問された事項

うちの附帯私訴等、の犯罪被害者等に関する情報の保護及びの犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することのできる制度の導入について、18年9月、法務大臣は法制審議会で、犯罪被害者等が刑事裁判手続の中で民事上の損害賠償を請求できる附帯私訴制度の創設、公判記録の閲覧及び謄写の範囲の拡大、犯罪被害者等に関する情報の保護及び犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することのできる制度について、立法化を諮問した。

また、同日、の犯罪被害者等に関する情報の保護に関して、犯罪被害者等の権利利益の保護を図る観点から、証人尋問及び当事者尋問の際の付添い、遮へい及びビデオリンクの措置等を民事裁判にも導入するための立法措置も諮問した。

附帯私訴制度は、刑事裁判で採用された証拠を民事裁判で利用することにより、犯罪被害者等の負担を軽減し、迅速な被害回復を図ろうとするものであり、ドイツ、フランス、イタリアなどの欧州諸国が導入している。我が国では、明治13年制定の治罪法（旧刑事訴訟法）により導入されたが、戦後、訴訟構造が職権主義から当事者主義に変更されたため、手続が複雑になるという理由で附帯私訴制度は廃止された。

同制度の下では、同一の裁判官が刑事と民事の裁判を担当することになるが、刑事裁判の判決後に民事の審理に入るのか、刑事裁判中にも例外的に民事の審理を行うのか、刑事判決の拘束力について法的拘束力を認めるか、裁判は判決によるのか、決定の形をとるのかなどが検討されている。対象犯罪としては、法務省は、殺人などの故意犯で被害者が死傷した罪のほか強盗、強姦、誘拐、逮捕・監禁等に限定する方針だが、被害者団体は、詐欺や横領等も対象とするよう求めている。同制度に対しては、立証の程度が異なる刑事と民事の二つの手続を同時に進めることには無理があるとの批判もある。

犯罪被害者等に関する情報の保護については、公開の法廷において性犯罪等の被害者の氏名等を明らかにしない制度及び証拠開示の際に、相手方に対して、性犯罪等の被害者の

氏名等が関係者に知られないようにすることを求めることができる制度が諮問された。起訴状の朗読や冒頭陳述の際に、現在は、被害者又は検察官が申し出て、裁判官及び弁護人が同意した場合に限り、被害者の住所・氏名を伏せているが、弁護人の同意がなくても裁判官の判断で実施できるようにすることが検討されている。

犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することができる制度については、現在、被害者には証人としての出廷や処罰感情などを訴える意見陳述しか認められていないが、傍聴人ではなく当事者として在廷し、被告人に直接質問したり、証人尋問することのできる制度の導入が検討されている。刑事裁判における犯罪被害者等の地位や関与の在り方については、犯罪被害者等が加害者の処罰を求める権利を行使するために、検察官とは別個独立に一定の訴訟活動を行うという考え方、事件の当事者としての特別の地位に基づいて一定の関与を行うという考え方、事件の当事者としての立場から被害に関する心情を中心とする意見を主体的に陳述することにより刑事裁判に関与するという考え方などがある。また、本制度の検討に当たり、国家が犯人を訴追し刑罰を科すという現行法の原則との関係、事案の真相解明という刑事裁判の基本的目的との関係、犯罪被害者等の権利・利益との関係、被告人の権利・利益との関係、証人等の負担との関係、迅速な裁判の要請との関係、裁判員制度との関係などが考慮すべき点として掲げられている。

以上の検討を踏まえて刑事訴訟法改正案等の次期常会への提出が目指されている。

民事訴訟における付添人等の措置の導入については、刑事訴訟において 13 年 6 月に導入された、証人を法廷外の別室に在籍させ、別室と法廷とを回線で接続し、テレビモニターを介して証人尋問を行うビデオリンク方式を民事訴訟にも導入しようとするものである。証人の不安・緊張を和らげるのに適当な人を証人尋問中の証人に付き添わせる措置である付添いや証人と被告人又は傍聴人との間に衝立を置くなどする措置である遮へいは、現在、運用で行うことは可能だが、民事訴訟法を改正して、新たに規定を設けることが検討されている。これらの措置により、性犯罪等の被害者が加害者に損害賠償請求を行う民事訴訟において、加害者を見たり、不特定多数の傍聴人の前で被害体験を証言することにより受ける精神的苦痛を緩和することが期待される。

3. その他の刑事法制の課題

(1) 更生保護制度の抜本的改革

保護観察対象者による重大再犯事件が相次いだことを契機として、保護観察の実効性が厳しく問われていることを踏まえ、国民の期待に応える更生保護制度を実現するため、17 年 7 月、法務大臣が「更生保護のあり方を考える有識者会議」を立ち上げた。同会議は、約 1 年間にわたる検討の後、18 年 6 月、「更生保護制度改革の提言」を最終報告として提出した。同提言は、我が国の更生保護制度は、国民の十分な理解を得られず、余りにも脆弱な人的・物的体制の下で、民間の献身的な努力に過度に依存し、国は、必要な制度改革や体制整備を先送りしてきたと厳しく批判した。その上で、保護観察官の倍増・専門性の強化・意識改革、保護観察対象者に対する保護観察官・保護司の訪問受入れの義務化、仮

釈放の在り方の見直し、仮釈放の取消し等の措置（不良措置）の適切な実施、就労支援及び定住支援の強化、保護司の公募制の導入、自立更生促進センターの設置、地方公共団体との連携強化、GPSを用いた出所者の行動監視の調査研究など、再犯防止機能の強化のための抜本的な改革を求めている。今回の更生保護制度の改革は、裁判員制度や行刑改革などの一連の刑事司法改革の最後の仕上げとして位置付けられており、我が国の刑事政策の大きな転換点となるものである。

更生保護制度の実効性を強化するため、現行の保護観察制度の根拠法である犯罪者予防更生法、執行猶予者保護観察法、更生保護事業法、保護司法等を整理して一本化し、提言の内容に沿った「更生保護法案（仮称）」として提出することが検討されている¹。

（２）社会奉仕命令制度・中間処遇制度の創設

17年末の刑務所の収容率が118%に達していることから、軽微な犯罪では、懲役刑・禁錮刑に代わる「社会奉仕命令」などの代替刑を科せる制度の創設などについて、18年7月、法務大臣は法制審議会に諮問した。諮問では、被収容人員の適正化を図るとともに、犯罪者の再犯防止及び社会復帰を促進するという観点から、社会奉仕を義務付ける制度の導入の可否、中間処遇の在り方及び保釈の在り方など刑事施設に収容しないで行う処遇等の在り方等について検討することが求められている。

社会奉仕命令は、交通違反等の軽い罪の被告で更生意欲のある者に対して、懲役等に代わって清掃作業等の社会奉仕を命ずるものである。中間処遇は、昼は一般市民と同様に働き、夜は専用施設に拘禁されるという社会内処遇と施設内処遇の中間に位置付けられるものである。刑執行終了者に対する再犯防止・社会復帰制度も論議されているが、再犯のおそれの高い者に対する専用施設での処遇プログラムの義務付け等は、危険人物を予め拘禁・治療するという予防拘禁・保安処分につながるものでもあり、慎重な検討が必要である。法務省は、次期常会への法案提出を目指している。

（３）裁判員裁判の円滑な運用等に関する法整備

21年から開始される裁判員制度について、複数の事件で起訴された被告の刑事事件を分割して審理する「部分判決制度」の創設、証人尋問等の記録媒体への記録及び公判調書の整理期限の伸長に関する法整備が、18年11月、法制審議会に諮問された。

現行の刑事裁判では、複数の事件で起訴された被告の審理は一括して行われる。裁判員裁判でも同様の手続を採れば、裁判は長期化するので、裁判員の負担は重くなる。そこで、裁判員の円滑な選任を確保するため特に必要があると認められるときは、裁判所は事件を区分し、区分事件ごとに6人の裁判員を選任して、順次、審理を行うことが検討されている。区分事件の審理では、有罪か無罪かだけを判断して部分判決を言い渡す。その時点で、裁判員は、次の6人と交代して、次の区分事件の審理を開始し、同様に部分判決を言い渡す。最後の区分事件の審理では、有罪か無罪かの判断とともに前の区分事件の事実認定も総合的に考慮して量刑を決め、最終判決を言い渡す。区分事件ごとに交代するのは裁判員だけで、3人の裁判官は代わらない。このため、すべての区分事件を審理する裁判官と一つの区分事件だけを審理する裁判員の間で情報格差が生じ、対等の立場で審理することができず、量刑の判断で裁判官の意見に誘導されるおそれが懸念されている。

また、犯罪の証明又は被告人の防御に支障を生ずるおそれがあるとき、例えば、複数の事件が相互に補完し合うことで有罪が立証される場合などは、事件を区分することはできず、審理は長期化し、裁判員の負担は重くなる。

最高裁の想定では、裁判員裁判の対象となる事件は、年間で3,600件程度であり、そのうちの9割は、初公判前に争点を絞る公判前整理手続により5日以内に審理が終了すると予想されている。

証人尋問等の記録媒体への記録制度の導入は、評議の際に裁判員が別の区分事件の審理における被告人尋問などの記録を参考にして、充実した評議が行えるよう、被告人尋問などをDVDに記録することができるようにするものである。

また、連日的開廷等に対応するため、公判期日から判決宣告日までの期間が一定の期間に満たない場合の公判調書の整理期限を伸長することも検討されている。

法務省は、次期常会に裁判員の参加する刑事裁判に関する法律等の改正案を提出することを目指している。

(4) 衆議院における継続審査中の法案

犯罪の国際化・組織化・情報処理高度化に対処するための刑法等改正案

国際的な組織犯罪を防止し、これと戦うための協力を促進することを目的とする「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」が12年11月、国連総会において採択され、同年12月、我が国も署名した。15年3月、同条約を批准するためなどの法整備として、「犯罪の国際化及び組織化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」が衆議院に提出された。主な内容は、組織的犯罪の共謀罪の新設、犯罪収益規制関係規定の整備、強制執行妨害行為等に対する罰則の整備等を行うものである。継続審査とされた後、同年10月の衆議院解散で廃案となった。また、13年11月、サイバー犯罪から社会を保護することを目的とした「サイバー犯罪に関する条約」が欧州評議会で採択され、同月、我が国も署名した。同条約を批准するための法整備として、上記の内容に、不正指令電磁的記録作成罪等の新設等の規定を追加した「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」が16年2月、衆議院に提出されたが、継続審査とされた後、17年8月の衆議院解散で廃案となった。17年10月、再び同法律案が衆議院に提出され、18年の常会で衆議院法務委員会において、犯罪の合意をただけで罪に問える共謀罪について、適用対象となる団体の定義や対象犯罪数等が論点となり、与党と民主党の双方から修正案が提出され、共同修正に向けた協議が行われたが、合意に至らず、継続審査とされた。同年9月、日弁連は、共謀罪の規定は、我が国の刑事法体系の基本原則に矛盾し、基本的人権の保障と深刻な対立を引き起こすおそれが高く、条約の批准にも共謀罪の導入が不可欠とは言い得ないとする意見書を法務省に提出した。以後、実質的な審査が行われることなく、継続審査とされている。

少年法改正案

近年の少年非行の現状を踏まえ、15年12月、青少年育成推進本部が策定した「青少年育成施策大綱」及び同月、犯罪対策閣僚会議が策定した「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」において指摘された触法少年に対する措置について法整備を行うため、17年

3月、「少年法等の一部を改正する法律案」が衆議院に提出された。主な内容は、触法事件及びぐ犯事件に対する警察官による調査手続、14歳未満の少年の少年院送致、国選付添人制度の新設等に関する規定の整備を行うものである。同年8月の衆議院解散で廃案となった。18年2月、再び衆議院に提出されたが、審査に入ることなく継続審査とされた。同年11月、衆議院本会議で趣旨説明・質疑が行われたが、法務委員会で実質的な審査は行われず、継続審査とされている。法曹関係者からは、少年法の理念である少年の健全育成と保護の観点から問題があるとする意見が出されている。

4. その他の課題

(1) 人権擁護制度の改革

現行の人権擁護制度を抜本的に改革し、独立委員会である人権委員会を設置し、人権侵害による被害の実効的な救済と人権啓発の推進を図るため、「人権擁護法案」が14年3月、参議院に提出されたが、継続審査とされ、15年10月の衆議院解散で廃案となった。その後、人権擁護委員の国籍条項等をめぐり与党内で意見が対立しており、法案提出の目処はついていない。

人権委員会を主な実施機関とする人権救済制度を創設し、同制度に、あらゆる人権侵害を対象として任意の調査・救済を行う一般救済手続及び不当な差別・虐待等について過料の制裁を伴う調査をし、調停・仲裁・勧告等を行う特別救済手続とを設けることが主な内容である。報道機関による犯罪被害者等に関する一定の人権侵害についても、表現の自由に十分配慮しつつ特別救済手続の対象とすることが検討されている。

(2) 外国人滞在情報の一元管理

外国人労働者が増加する中で、来日外国人の居住先や滞在期間を正確に把握することができるよう、登録制度を強化することが検討されている。外国人登録法に基づき自治体が管理している登録情報について、自治体が登録・管理する対象を特別永住者に限定し、他の外国人については、自治体が登録窓口とはなるが、法務省入国管理局が一元的に管理することができるよう、入国管理局と各自治体とをオンライン化する。外国人登録情報は、日本語教育や社会保険加入促進などの行政サービスの提供に活用されるとともに、外国人犯罪の捜査への利用も想定されている。

また、特別永住者以外の外国人登録情報を法務省入国管理局が一元的に管理するため、在留外国人に居住地や勤務先の変更について、入国管理局への届出を義務化するほか、外国人労働者の在留期間を3年から5年に延長することも検討されている。外国人登録法及び出入国管理及び難民認定法の改正案の提出が目指されている。

¹ 山岸信雄「改善更生と再犯防止～更生保護制度の見直し～」『立法と調査』261号(2006.10)29頁～39頁参照